

# 仕様書

## 1 業務名 広報テレビ番組放送等業務

## 2 業務の目的

県が令和8年度に県内民放1局（以下、制作局という。）に制作及び放送等を委託する広報テレビ番組について、より多くの県民に視聴してもらい県政に対する理解と参加を促進するため、制作局以外の県内民放2局に当該番組の再放送と県の施策の浸透に係る業務を委託する。

## 3 広報テレビ番組の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 目的     | 県政に対する県民の理解と参加を促進するため、県の主要施策や課題、取り組みの進捗状況などをわかりやすく紹介する。  |
| (2) 正味放送時間 | 4分間  |
| (3) 年間放送回数 | 46回（契約期間のうち放送しない週は、事前に県から通知する）   |
| (4) 字幕放送   | 聴覚障害者に配慮した放送とするため、字幕放送対応（クローズドキャプション）とする。※制作局から字幕放送素材を納品   |
| (5) 振替放送   | テレビ局のやむを得ない事情により放送予定日時で放送ができなくなった場合は、当該放送日の2週間前までに書面で報告することとし（メールでの送付可）、原則として同じタイムランクの時間帯で振替放送を行うこととする。なお、これにより難い場合の代替措置については、補償として本番組のCMを流すこととする（1回あたり10本）。 |

## 4 視聴率の報告

翌月5日までに、（株）ビデオリサーチによる当月の視聴率調査の結果（個人全体視聴率及び世帯視聴率）を県に報告すること。

## 5 予算額

1者につき11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 6 県の施策の浸透の取り組み

放送内容をはじめとする県の施策について伝える効果的な取り組み（ウェブやSNS、パブリシティの活用など）を行うこと。

※取り組みの時期や回数等については指定しないが、SNSを活用した取り組みは必ず提案すること

## 7 放送枠

少なくとも1つはタイムランクAの放送枠を提案すること（他局との放送日調整のため、可能な限り複数日提案すること）。

2つ以上提案がある場合は、審査の際には最も高い視聴率を採用する。契約の際、放送枠の最終決定を行う。

## 8 その他特記事項

- (1) 受託者は、長崎県の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により長崎県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (4) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、長崎県と協議のうえ決定する。